

法制審相続部会の中間試案に反対する

福喜多 昇

法制審議会民法（相続関係）部会は、配偶者相続分の引上げを含む相続法改正の中間試案を公表し、9月30日までの期限でパブリックコメントを募集した。何点かの論点のうち、配偶者相続分に絞って述べてみたい。

3つの案が示されており、婚姻期間中に増加した財産の増加分については、法定相続分よりも多い割合で相続するというのが甲案である。乙案は配偶者の子どもと共に相続する場合（以下特に断りがない場合は子どもと共に相続する場合について述べる）の相続分を1/2から2/3にするというものである。乙1案は、夫婦の合意または被相続人の意思によって、乙2案は一定の婚姻の継続期間によって増やすというものである。

<法改正の動機>

3年前の9月4日、最高裁大法廷は、婚外子相続差別（嫡出でない子の相続分は嫡出子の1/2 — 民法900条4号但書前段）を全員一致で違憲と決定した。同年12月には、国会で法改正がなされ施行されている。この時、自民党法務部会では「不倫が助長される。家族が崩壊する」などと根拠の無い主張が声高になされ、最高裁の違憲判決で無効とされた規定の廃止にすら、反対する意見が続出した。国会審議では党議拘束がかけられたが、衆議院法務委員会では、討論の内容は反対で裁決だけ賛成するというものであり、本会議の起立裁決では1名の不起立者を出している。

この時、いわば取引のようにされたのが、出生届の差別記載（嫡出子・嫡出でない子の別）廃止の見送りと相続法の見直しである。この経過からも判る通り、子どもどうしが平等になって婚外子の取分が増えたなら、今度は配偶者の取分を増やして婚外子の取分を減らそうという、極めて不純な動機から出発している。婚外子相続差別撤廃の翌月には、法務省内のワーキングチームで議論が始まり、昨年4月から法制審議会民法部会で検討され、今年7月15日には中間私案が公表されたのである。

自民党は、婚外子相続差別の廃止に対しては、「家族の根幹に関わる問題であり、国民的合意が必要である。時間をかけた十分な議論が必要である。」として抵抗し、事実上葬り去ってきたが、婚外子相続差別が撤廃されるや否や、国民的議論も合意もすっ飛ばして、配偶者相続分の増加を急がせている。

<なぜ今配偶者相続の見直しなのか>

そもそも、なぜ法改正が必要かの議論が極めて不十分である。「不倫が助長される」「家族が崩壊する」などとあれだけ大騒ぎしたのなら、本当にそんな事態が起こるのかについて、きちんとした検証がなされるべきであろう。事實は、その兆候すらない。

日本の配偶者相続分1/2は、諸外国と比べても決して少なくはない。確かに多くの国で

婚外子差別撤廃の進捗に呼応するかのようになり、配偶者保護が強化されてきた。しかし、今日でも配偶者相続分の基本は、 $1/4 \sim 1/3$ という国が多い。日本も以前は $1/3$ だったが、1980年の相続法大改正で、 $1/2$ に引き上げられた。

この時は、当初、婚外子相続差別の廃止がセットで提案されていた。これは、2つの国際人権条約、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」及び「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」の批准との関係があったと考えられる。政府部内にも、相続差別が条約に抵触するかもしれないという思いはあったはずである。

しかし、この時も自民党の猛反対に遭って、婚外子相続の平等化は頓挫し、セットで提案されていた配偶者相続分の増加だけが、先食いされた。また、これ以後「民法の婚外子相続規定は国際人権条約に違反しない」というのが、日本政府の公式見解となっていく。「子どもの権利条約」や「女性差別撤廃条約」批准後も、この見解が変わることはなく、後に、国際社会から厳しい批判にさらされることになった。

<子どもの平等を、婚外子差別のさらなる撤廃を>

配偶者相続分が $1/2$ を超えるとどうなるか。配偶者が相続した財産は、いずれ配偶者を經由して、その子どもに相続されることがある。被相続人の子どもの中に、生存配偶者の子どもとそうではない子どもがいる場合、配偶者を經由した相続財産が有るか無いかで大きな差異を生じることになる。それは婚内子・婚外子間のみならず、離別・死別による前婚の子と現婚の子の間の不公平感をも拡大することになる。今や、婚姻カップルの $1/4$ がどちらかまたは両方が再婚で、婚姻時に既に双方に子どもがいる場合もある。配偶者相続分が $1/2$ を超えれば、被相続人の財産が、被相続人の子どもよりも、配偶者を經由して配偶者の子どもの方に、より多く受け継がれる可能性が常に生じることになる。子ども相互の平等を考慮し、より慎重になるべきである。

今回の改正は、その動機が極めて差別的である上に、国際比較上も、配偶者相続分を見直すべき根拠は極めて乏しい。2013年改正で増えた婚外子相続分を何とか減らそうなどという差別丸出し動機からの法改正などではなく、相続差別廃止後もなお残る婚外子差別法制度の撤廃こそ急ぐべきである。

(2016年10月23日記)